

様式第2号（第8条関係）

令和5年度 第2回いじめ等対策委員会会議録（要点録）

令和6年2月5日作成

会議の名称	令和5年度 第2回島本町いじめ等対策委員会		
会議の開催日時	令和6年2月5日（月）午後2時～3時30分		
会議の開催場所	島本町役場 3階 委員会室	公開の可否	可・ <input checked="" type="checkbox"/> 一部不可 <input type="checkbox"/> ・ 不可
事務局（担当課）	教育こども部 教育推進課	傍聴者数	2名
非公開の理由（非公開（会議の一部非公開を含む。）の場合）	島本町情報公開条例第5条		
出席委員	(いじめ等対策委員) 室谷委員、宮本委員、三浦委員、大松委員 (教育委員会事務局) 岡本教育こども部長、岡澤教育推進課長、森参事		
会議の議題	1 令和5年度島本町におけるいじめの現状と取組について 2 いじめ事象の報告と検証について 3 その他		
配布資料	別添のとおり ※個人情報に関わるため、掲載いたしません。		
審議の内容	別紙（要点録）のとおり		

令和5年度 第2回島本町いじめ等対策委員会の要点録

日 時 令和6年2月5日（月） 午後2時～3時30分
場 所 島本町役場3階 委員会室
出席委員 室谷 光一郎委員長、宮本 武志委員、三浦 潤子委員、
大松 美輪委員
事務局 岡本 泰三教育こども部長、岡澤 潤教育推進課長、
森 悠介教育推進課参事（庶務）

開 会

案 件

1 令和5年度島本町におけるいじめの現状と取組について （事務局）

○いじめの現状について、資料1に沿って説明。

- ・島本町の令和5年度におけるいじめの認知件数は、令和5年12月末時点において、小学校61件、中学校47件であり、昨年度からは大幅増加した。主な要因は、今年度6月のいじめ防止等基本方針の改定により、事案のレベルに応じた報告方法を設定したことが挙げられる。いじめ調査の目的は、いじめで苦しむ児童生徒を早期に見付け、解決していくためであり、認知件数の多い、少ないにかかわらず、いじめで苦しむ児童生徒を救うために、迅速かつ適切に、解決に導いていくことが重要である。
- ・いじめが解消した件数は、令和5年12月末時点において小学校37件、中学校3件であり、その他の事案は現在も解消に向けて見守り中である。
- ・令和5年度はいじめ事案の態様は、小学校では「冷やかしやからかい等の悪口」が最も多く、その他には「仲間はずれ」「遊ぶふりをしてぶつかられたり、叩かれたり」「嫌なことや恥ずかしいことをされたり、させられたり」「ものを盗られる、隠される」などがある。中学校でも「冷やかしやからかい等の悪口」が最も多く、その他は「遊ぶふりをしてぶつかられたり、叩かれたり」「ものを盗られる、隠される」等があった。小中ともに比較的軽微な事案がほとんどであり、早期対応ができています。
- ・いじめ発見のきっかけについては「保護者からの訴え」が最も多く、小中合わせて47件あり、その他は、被害児童生徒本人からの訴え19件、被害児童の友人から10件、生活アンケートからの発覚が4件あった。
- ・認知件数が多いことは、教職員の目が届いている証であるため、

積極的に認知し、早期対応につなげることが重要である。事案が発生した際には、いじめ対策会議を迅速に開催し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携しながら、組織的に対応する。解決への過程において、いじめ事象をその被害・加害の当該児童生徒だけの課題にとどめず、学級・学年、学校全体に返ししながら、再発防止につなげることが重要である。

(意見交流)

- ・認知件数の増加は、学校が適切に対応しているからこそであり、子どもたちの安心につながっていると考えられる。しかし一方で、生活アンケートからの発覚件数が少ないことが課題である。
- ・初期対応手順に関して、子どもへの聴き取りを開始する前に保護者へ連絡することを検討する必要がある。保護者との丁寧な連携は、どの事案においても重要である。
- ・「保護者からの訴え」が多いのは、保護者が学校に言いやすい状況にあるからであり、このメリットを生かしてより保護者との連携を深めていきたい。

(事務局)

○令和5年度における課題と検証について、資料1に沿って説明。

- ・いじめ事案への初期対応に関する3点及びいじめの定義と構造に対する共通理解に関する2点の課題について、それぞれの検証結果を説明。

○課題を踏まえた今後の取組について、資料1に沿って説明。

- ・今年度の課題と検証を踏まえ、大きく3点の取組を説明。

(意見交流)

- ・対応や指導をした後でも、児童の関係修復に至らないのは、「謝罪後もお互いのしこりが残っている」ということ。解決を急ぎすぎてしまい、安易に謝罪の場を設け、済ませてしまうことにより、このような状況を招いてしまっている。当該児童生徒同士の気持ちのズレを理解し、時間がかかってでも、一つ一つの事案に丁寧な対応が求められる。
- ・子どもたちが日々学び、育っていく過程の中で、いじめの加害者、被害者になることは、おかしなことではないと考える。重要なのは、教職員をはじめ、周りがしっかりと見守ることができる体制を構築することである。
- ・子どもたちにとって「加害」「被害」や「謝罪」といった言葉は、すごく重く感じるもの。指導する中で伝える時には柔らかい言葉や表現であるよう配慮が必要である。

2 いじめ事象の報告と検証について

(委員長)

- ・事務局から説明を願う。

(事務局)

- ・いじめ事象について、報告。

(意見交流)

- ・報告内容について、検証と意見交流。

3 その他

(事務局)

- 資料5について、報告と説明。

閉 会